

愛媛県中小企業家同友会規約

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県中小企業家同友会といいます。

(目 的)

第2条 この会は、中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的として活動をすすめます。

- (1) ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靭な経営体質をつくります。

——自主的な努力による経営体質の改善——

- (2) 相互の知識を吸収し、資質を高め、現代の経営者に要求される総合的な能力を身につけます。

——謙虚に学びあい総合的な能力を養う——

- (3) 他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な諸環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済と地域経済の民主的・平和的な繁栄をめざします。

——経営環境の改善につとめる——

(活 動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 会員企業の経営体質の強化に役立つ経験の交流、経営研究等を行うと共に、会員の多種多様な要望にこたえる活動。
- (2) 労使が共に学び合う立場からの各種教室の開催をはじめ、人材の確保と定着化、労使の信頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決していくための活動。
- (3) 会員相互の信頼と親睦を深め、自主的・民主的な経済交流、共同事業の推進をはかる。
- (4) 国および地方自治体に対し、中小企業家の要望にかなった行政が確立されるよう働きかける。
- (5) 必要な情報を会員に知らせるため、会の機関紙・誌を発行する。
- (6) 中小企業家の幅広い協力と団結をつくりあげるために、中小企業家同友会全国協議会に加盟し、その発展を図るとともに、あらゆる中小企業関係団体との協調、交流をすすめる。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

(組織範囲)

第4条 本会の組織範囲は、愛媛県一円とし、本部事務所を松山市におきます。

(会 員)

第5条 会の趣旨に賛同する中小企業家、およびそれに準ずるものは業種・業容・業歴にかかわりなく誰でも会員になることができます。

(入 会)

第6条 本会に入会を希望する人は、会員1名以上もしくは事務局の推薦を得て入会申込書に入会金・会費をそえて申し込み、理事会の承認を得るものとします。

(入会金・会費)

第7条 入会金は、一名につき10,000円、会費は一名につき月7,000円として原則として3ヶ月分を前納するものとします。会費には、中小企業家同友会全国協議会分担金、および「中小企業家しんぶん」紙代が含まれます。

(退 会)

第8条(1) 退会を希望する場合は、理事会に対し退会の申し出をし、承認を得ることとします。退会の場合は、当月分までの会費を納入し、すでに納入した入会金・前納会費は返戻しません。
(2) 会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、理事会の決定により退会していただくこともあります。

(運 営)

第9条 本会は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわりなく会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営をなによりも大切にします。

(政党との関係)

第10条 本会は、会員個人の思想信条の自由を保障し、会の目的を達成するために各政党と、わけへだてなく接触しますが、会としては、どの政党とも特別な関係をもたないようにします。

(機 関)

第11条 本会に次の機関を置きます。

(1) 会員総会

会の最高決議機関で理事会が招集します。定時総会は年1回開催し、臨時総会は理事会

が必要と認めたとき、または、会員の三分の一以上の請求があったとき開催します。

総会は過半数（委任状も含む）の出席によって成立します。

(2) 理事会

会員総会に次ぐ決議機関で、過半数（委任状も含めて）の出席で成立し、原則として1ヶ月に1回開催し、その他、代表理事が必要と認めたとき、理事の三分の一以上の申し出があった場合に開催します。理事会の招集は代表理事が行います。

機関における議決は全員一致をめざして討議を深め、少なくとも出席者の三分の二以上の賛成によるものとします。

(役員)

第12条 この会に次の役員を置きます。

- (1) 理事 若干名とし、総会で選出します。
- (2) 代表理事 会務の全般を統括し、内外に会を代表します。
代表理事の人数は、必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。
- (3) 副代表理事 代表理事を補佐し、代表理事に事故があった時は、その職務を代行します。
人数は必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。
※次期代表理事候補、社員教育、経営労働の全県委員会責任者として活動を統括します。
- (4) 専務理事 日常の会務を統括します。
理事会において互選します。
- (5) 副専務理事 専務理事を補佐し、総務、組織、広報の全県委員会責任者として活動を統括します。人数は必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。
- (6) 会計監査 総会において2名選出します。
- (7) 名誉役員 理事経験者、その他永年にわたり会の発展に貢献した会員に相談役・顧問等適当な名称による名誉役員を理事会の決定により委嘱することができるものとします。なお、役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

(支部)

第13条(1) 会員の増加に伴い、円滑な活動をすすめるために必要と判断される場合は、理事会の決定によって地域単位支部を設置します。

(2) 支部活動は、総会、理事会の方針に沿ってを行い、その運営については別に定める支部運営規定によるものとします。

(事務局)

第14条 会の運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員をおきます。

事務局の任免、待遇については理事会が決定します。

事務局長は理事とすることができます。

(財政)

第15条 この会の財政は、入会金・会費・特別会費・寄付金・その他の収入で運営します。

(会計年度)

第16条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃は、会員総会の決議を必要とします。

(実施の年月日)

第18条 この規約は、1985年9月14日より実施します。

(1990年4月27日 第6回定時総会において一部改正)

(1996年5月24日 第12回定時総会において一部改正)

(2012年4月26日 第28回定時総会において一部改正)

(付則)

1. 本会の事業運営上細則を必要とするときは、理事会の承認を経て別に定めます。